

## 第2次湾岸戦争後のイラクの国際法上の地位

Iraq after the 2nd Gulf War (2003. 3.19~4.9) and International law

稲原 泰平  
Yasuhei Inahara

### 〈目 次〉

- 【Ⅰ】序文
- 【Ⅱ】事実の概要
- 【Ⅲ】国際法上の問題点
  - (1) アメリカの軍事力行使の性格
  - (2) 安保理決議1483(2003)と1511(2003)
  - (3) 国際管理下の主権国家イラク
- 【Ⅳ】結語

### 【Ⅰ】序文

2003年12月28日現在、バグダードが米軍の手に陥落し(2003. 4. 9)、第2次湾岸戦争(2003. 3. 19~4. 9)が終結してから8ヶ月以上が経過した。戦争中の米軍戦死者は128名に達していたが、戦後の占領統治に入ってからテロ攻撃などによる米軍の死者は202名に達している。戦中・戦後を通じて米軍の死者は計330名である。現在38カ国の軍隊がイラクに駐留しているが、戦中・戦後を通じてイギリスやスペイン、そしてハンガリー、イタリア、ポーランド、ブルガリア、タイの各部隊にも犠牲者が出ており、米軍の死者数と合算すると優に400名を超えている。また、日本や韓国の非戦闘員に対するテロ攻撃も発生し犠牲者が出ている。その間、12月13日午後8時半ころ、フ

セイン Saddam Hussein (1937. 4. 28~) 元大統領がイラク北部のティクリット近郊で米軍に拘束されたが<sup>(1)</sup>、テロが沈静化する気配は見えていない。まさに、イラクはテロが日常化した状態であって、すべての外国人にとって危険極まりない地域になっている。その中で、12月9日には、日本政府は“火中の栗を拾う”かたちで、イラク特別措置法に基づき自衛隊のイラク派遣を閣議決定した<sup>(2)</sup>。テロが頻発するイラクの治安の悪さの原因はどこにあるのであろうか？この原因分析をしないで、そして正当な対策を講じないでイラクに軍隊を派遣することは米軍の二の舞になることを意味するといっているのではないか？本稿は、このような問題意識に立脚して、第2次湾岸戦争(2003. 3. 19~4. 9)後のイラクの地位を国際法の視点から分析して、問題点を暴きだそうとするものである。

(注)

- (1) The Economist (December 20th 2003 - January 2nd 2004), pp. 11 ~ 12. Newsweek (December 22 2003), esp. pp. 22 ~ 25. また、人民日報のインターネット版ではフセイン元大統領が地下6feetに身を隠していた地下壕の断面図を掲載している。Cf. [http://www. people. com. cn/GB/guojij/1029/2245029.html](http://www.people.com.cn/GB/guojij/1029/2245029.html)
- (2) この法律の正式名称は「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(2003年8月1日公布、法律第137号)である。同法は公布の日から

施行され4年間に限って効力を有する限時法である(附則参照)。同法の立法目的として、“イラク特別事態…を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、わが国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的と”(§1)している。

## 【Ⅱ】事実の概要

まず、バグダード陥落（2003. 4. 9）以後、すなわち、第2次湾岸戦争後のイラクの情勢 affairs や事態 situation について、本稿の目的に直接関連すると思われる事実を時系列で概要を記しておこう<sup>(3)</sup>。

- ① 2003. 4. 9 ……国連イラク人道調整官事務所 UNHCOI 及び国連の各人道援助機関が、米英軍が占領したバグダード Baghdad やバスラ Basrah が無法状態に陥り略奪などが横行しており人道支援活動に支障が出ていると指摘し、米英軍が治安維持の責任を果たすよう要求した。
- ② 2003. 4. 15 ……イラク暫定統治機構（暫定政府）発足に向けての第1回準備会合が、反体制派を含むイラクの各民族・各宗派の代表約60名を集めてナシリア An Nasiriyah 近郊で開催された。
- ③ 2003. 4. 17 ……国連教育科学文化機関 UNESCO がパリでイラク文化財保護に関する専門家会合を開き、イラクの文化財が略奪などの被害にあっている状況に深い憂慮の念を表明し米英軍による早急な保護措置を要請した。
- ④ 2003. 4. 18～19 ……イラク周辺国の臨時外相会合がサウジアラビアのリヤド Riyadh で開催され、米英軍のイラクからの撤退とイラク人による新政府の早期発足を求める決議を採択した。
- ⑤ 2003. 4. 30 ……国連がイラクの戦後復興における国連の役割について公開協議を行った。ロシア・シリア・ドイツなどは国連の関与が必要であると主張したが、アメリカは国連に主要な役割を任せる考えがないことを改めて示した。
- ⑥ 2003. 5. 1 ……ブッシュ米大統領 George W. Bush (1946. 7. 6～, 2001. 1 就任) がイラクから帰還したエイブラハム＝リンカーン Abraham Lincoln 艦上で演説し“米国と同盟諸国はイラクでの戦闘に勝利した。主要な戦闘活動は終了した”と宣言した。
- ⑦ 2003. 5. 8 ……イラク国民会議 Irqi National Congress : INC など旧反体制派主要5派はアメリカの復興人道援助室 Office of Reconstruction and Humanitarian Assistance : ORHA のガーナー Jay Garner 室長や駐留米軍幹部と会合し、治安維持のために旧反体制派と米軍との連携を強化する“治安調整委員会”を設置することで合意した。
- ⑧ 2003. 5. 15 ……イラク南部のウムカスル Umm Qasr を支配していたイギリス軍が行政権を地元の評議会に移管した。行政がイラク人に移管されたのは、英軍占領地域ではこれが最初であった。
- ⑨ 2003. 5. 16 ……ポール＝ブレマー Paul Bremer (1942～) 米文民行政官 civil administrator がイラクの旧支配政党バース党 Baath Party の元幹部の公職復帰を阻止するための指針を発表した。
- ⑩ 2003. 5. 22 ……国連安保理が公式会合を開き、1990年にイラクがクウェートに侵攻したときから13年間イラクに課してきた経済制裁を解除する米・英・スペイン提出の決議案を賛成14、反対0で採択した<sup>(4)</sup>。
- ⑪ 2003. 6. 2 ……イラクの占領行政を指導するブレマー米文民行政官は、人道支援など戦後イラクの復興を担ってきた米国防総省傘下の復興人道援助室 (ORHA) を米英による暫定行政当局 Coalition Provisional Authority : CPA に統合する旨を発表した。
- ⑫ 2003. 6. 10 ……1958年のイラク共和制革命で打倒された旧ハシム王政最後の国王の従兄弟アリ＝ビン＝フセイン Sharif Ali bin Al-Hussein (1956～) が滞在先のロンドンから旧王室員として45年ぶりにイラクに帰国した<sup>(5)</sup>。
- ⑬ 2003. 6. 23 ……国連の副事務総長ルーズ＝フレシェット Louise Frechette (カナダ人, 1946. 7. 16～, 1998年2月就任) がイラクの人道支援のために新たに2億5900万ドル（約310億円）の援助を国際社会に要請した。
- ⑭ 2003. 6. 29 ……イラク駐留米軍がイラク中部を舞台に、旧フセイン政権の残存勢力を掃討するため新たな大規模軍事作戦“ガラガラヘビ作戦”を開始した。
- ⑮ 2003. 7. 3 ……ブレマー文民行政官がフセイン元大統領の拘束につながる情報を提供したイラク市民に対して最大2500万ドル（約30億円）の報奨金を与えると発表した。
- ⑯ 2003. 7. 7 ……バグダードでイラク人が首都行政を担うための母体となる評議会が発足した。
- ⑰ 2003. 7. 13 ……イラク新政府樹立までの間のイラク人による暫定政権となる“統治評議会 Governing Council”がバグダードで初会合を開き正式に発足した。統治評議会は翌14日に国連にイラク代表を送ることを議決し、さらに15日には、旧フセイン政権による人道犯罪を裁くための特別法廷を国内に設置することを決定した。
- ⑱ 2003. 7. 15 ……第2次湾岸戦争開始（2003. 3. 19）以来の米軍死者数が147名となり、91年の湾岸戦争 Gulf War (1991. 1. 17～2. 27) の米兵死者数に並んだ。
- ⑲ 2003. 7. 22 ……フセイン元大統領の長男ウダイ Uday Hussein, 次男クサイ Qusay Hussein の両氏が

北部モスル Mosul での米軍の奇襲作戦で死亡した（バグダードでのサンチェス司令官の記者会見発表）<sup>(6)</sup>。

- ⑳ 2003. 8. 7……バグダードのヨルダン大使館前で車に仕掛けられたと見られる爆弾が爆発し17人が死亡した。フセイン政権崩壊後、イラクで外国公館を対象とした最初のテロとなった。
- ㉑ 2003. 8. 14……国連安保理が公式会合を開き、イラク復興支援のための“国連イラク支援派遣団 United Nations Assistance Mission in Iraq : UNAMI”の創設を定めた決議案を賛成14反対0で採択した<sup>(7)</sup>。
- ㉒ 2003. 8. 19……バグダードにある国連事務所自動車爆弾によるテロが発生し、国連イラク支援派遣団 UNAMI を率いるセルジオ＝ヴィエイラ＝デメロ事務総長特別代表 Sergio Vieira de Mello (1948. 3. 15～2003. 8. 19) を含む23名が死亡し、100名以上が負傷した。
- ㉓ 2003. 8. 26……安保理が公式会合を開き、紛争地域で活動する国連の人道援助要員を狙った攻撃が“戦争犯罪 war crimes”に該当すると非難し、こうした犯罪の適正な処罰を加盟国に求める決議を全会一致で採択した<sup>(8)</sup>。
- ㉔ 2003. 8. 29……バグダード南方のイスラム教シーア派聖地ナジャフ An Najafにあるイマム＝アリ廟のそばで自動車爆弾が爆発し、シーア派最大の政治組織イラク＝イスラム革命最高評議会 Supreme Council for Islamic Revolution in Iraq : SCIRI の最高指導者を含む120人以上が死亡し、300人以上が負傷した。
- ㉕ 2003. 9. 1……イラクの暫定政府に該当する統治評議会が25名の閣僚名簿を発表した。
- ㉖ 2003. 9. 9……アラブ連盟 Arab League の定例外相会議が2日間の日程でカイロで開催した。同連盟の事務局が会議の冒頭、イラクの統治評議会を同国の代表として承認する意思を正式に表明した。
- ㉗ 2003. 9. 13……国連安保理常任理事国5カ国外相とアナン国連事務総長 Kofi Atta Annan (1938. 4. 8～, 1997 就任, 2002 再任) との会合がジュネーブで行われた。会議後の共同記者会見で事務総長は、“できるだけ早期にイラク国民への政権移行を果たすべきだとの認識で一致した”と述べたが、イラクへの多国籍軍派遣などの具体的合意は得られなかった。
- ㉘ 2003. 9. 23……イラクの統治評議会が、カタールとアラブ首長国連邦に本社を置く衛星テレビ局アルジャジーラとアルアラビアに対して、“テロを扇動している”との理由でイラク国内の支局を閉鎖させ活動を停止させることを決定した。
- ㉙ 2003. 9. 26……パウエル米国务長官 Colin L. Powell (1937. 4. 5～, 2001年1月就任) が記者会見でイラクの暫定政権による新憲法起草について6ヶ月の期限を設定したいと述べた。
- ㉚ 2003. 9. 30……イラクの統治評議会の諮問機関である憲法制定準備委員会が憲法起草の手順に関する提言を統治評議会に答申した。同委員会は起草委員会の委員選出方法や人数について統一見解を出せず、提言では複数案を列記して統治評議会に決定をゆだねた。
- ㉛ 2003. 10. 6……トルコ政府が同国軍のイラク派兵を閣議決定した。翌7日に、トルコ国会は政府提出のイラク派兵案を賛成多数で可決した。
- ㉜ 2003. 10. 14……イラクのイスラム教シーア派の急進的指導者モクタド＝サドル師が中部のナジャフを首都として新政府を発足させる方針を表明し、統治評議会の正当性を否定した。
- ㉝ 2003. 10. 16……2003. 5. 1のブッシュ大統領の戦闘終結宣言以来、敵対行為による米兵の死者が101名になった。
- ㉞ 2003. 10. 16……国連安保理は公式会合を開き、イラクの多国籍部隊創設を承認し新政権発足に向けた政治日程を12月15日までに作成することなどを定めた決議案を全会一致で採択した<sup>(9)</sup>。
- ㉟ 2003. 10. 21……世界銀行がイラクの戦後復興支援を目的として2007年までに総額30～50億ドル（約3300億～5500億円）を融資する方針を決定した。
- ㊱ 2003. 10. 23……マドリッドでイラク復興支援会議が約60カ国と19の国際機関が出席して開催され、2007年までに総額330億ドル以上の資金拠出を行うこと表明した。
- ㊲ 2003. 10. 26……ウルフォウイツ Paul D. Wolfowitz 米国防副長官が滞在していたバグダードのラッド＝ホテルに複数のロケット弾が打ち込まれ、米兵1人が死亡し15人が負傷した。
- ㊳ 2003. 10. 27……バグダードで赤十字国際委員会 ICRC の事務所と警察署の計5箇所を対象とした連続爆弾テロが発生し、35人が死亡し230人が負傷した。
- ㊴ 2003. 10. 29……国際赤十字委員会 ICRC はイラクでの活動を続けるものの人員を削減することを決定した。また、国連事務総長はバグダードにいる国連職員全員をキプロスに一時的に退避させることを決定した（その後、2003. 11. 6に退避完了が公表された）。
- ㊵ 2003. 11. 2……バグダードの国際空港に向かっていた米軍の大型ヘリ“チヌーク chinook”が、バグダード西方約50kmの町ファルジャ Al Fallujah の南方で撃墜され米兵16人が死亡した。

- ④① 2003. 11. 7……イラク北部のティクリット Tikirit 付近で米軍ヘリ“ブラックホーク blackhawk”が墜落し6人全員が死亡した。
- ④② 2003. 11. 7……トルコ政府がイラク派兵計画の撤回を決定した。
- ④③ 2003. 11. 8……2003. 5. 1のブッシュ大統領の戦闘終結宣言以後の米兵死者数が150人に達した。
- ④④ 2003. 11. 12……イラク南部のナシリア An Nasiriyahのイタリア軍警察の駐屯地で自動車爆弾による自爆テロがありイタリア軍兵士・警官ら18名を含む27名が死亡した。
- ④⑤ 2003. 11. 14……イラクの戦後統治を監督するブレマー文民行政官が、イラクの指導者と会談し、来年夏までに暫定政府を発足させ権限を委譲するとの意向を表明した。
- ④⑥ 2003. 11. 15……イラク統治評議会のタラバニ Jalal Talabani (1933～)議長が来年6月までにイラク人による暫定政府を樹立すると発表した。
- ④⑦ 2003. 11. 15……イラク北部のモスル Mosul で米軍ヘリ“ブラックホーク”2機が住宅地に墜落し、乗っていた兵士少なくとも17人が死亡し5人が負傷した。
- ④⑧ 2003. 11. 29……イラク北部のティクリット付近で日本の外交官2名(奥 克彦・45歳、井ノ上正盛・30歳)とイラク人運転手1名が殺害された。また、バグダード南方でスペインの情報機関員の乗った車両2台が待ち伏せ攻撃を受け7人が死亡し、1名が軽傷を負った。11月のイラク駐留米軍の死者数が79名に上り、第2次湾岸戦争開始以来、月間死者数の最悪を記録した<sup>(10)</sup>。
- ④⑨ 2003. 11. 30……イラク北部のティクリット付近で韓国の民間人が自動車で移動中に襲撃され2名が死亡した(2003. 12. 5に勤務先のソウルの電気会社はイラクにいる67名の韓国人労働者全員の撤収を決定した)。
- ⑤⑩ 2003. 12. 1……ロシアのプーチン大統領 Vladimir Putin (1952. 10. 7～, 2000. 5. 7就任)とアメリカのブッシュ大統領が電話協議を行った。この中でプーチン大統領はイラク情勢の正常化のために国連の役割強化が必要との考えを改めて強調し、選挙を早期に実施し権限をイラクの新政権に委譲するようブッシュ大統領に求めた。
- ⑤⑪ 2003. 12. 9……日本政府がイラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊派遣の基本計画を安全保障会議と臨時閣議で正式決定した<sup>(11)</sup>。
- ⑤⑫ 2003. 12. 10……イラクの統治評議会が旧バース党政権下での人道犯罪や戦争犯罪を裁くための特別法廷を設置したことを発表した。
- ⑤⑬ 2003. 12. 13……午後8時半ころ、ティクリット近郊で米軍がフセイン元大統領を拘束した(翌14日、ブレマー文民行政官が記者会見で発表)<sup>(12)</sup>。

以上、フセイン元大統領の拘束に至るまでの主要事実を時系列で概観したが、この間、毎日のように米軍や米軍協力者を狙ったテロ事件が起きていることに注意しなければならない。特に、2003年11月の米軍の死者数は79名に上り、第2次湾岸戦争開始以来最悪の記録となった。

(注)

- (3) 事実関係を調べる際、参考にしたのは主に Newsweek, The Economistそして『世界週報』の各誌である。
- (4) Security Council Resolution 1483 (2003), adopted at its 4761st meeting.
- (5) [http://www.idcj.or.jp/IDS/11e\\_iosei021022\\_2.htm](http://www.idcj.or.jp/IDS/11e_iosei021022_2.htm)
- (6) See, Newsweek (August 4, 2003), esp. pp. 10～17.
- (7) SC Res. (2003), adopted by the Security Council at its 4808th meeting. 賛成14, 棄権1(シリア)で採択された。因みに、UNAMIは300人以上の文民要員と事務総長特別代表室などから構成される(2003. 7. 15事務総長報告)。事務総長報告(文書S/2003/715)の意義や背景については見よ。<http://www.unic.or.jp/new/pr03-088.htm>
- (8) SC Res. 1502 (2003), adopted by the Security Council at its 4814th meeting.
- (9) SC Res. 1511 (2003), adopted by its 4844th meeting.
- (10) 世界週報(2003. 12. 23), p. 77は29日付の Washington Post (internet)を引用している。
- (11) 2003年12月1日現在で、イラクにすでに軍隊を派遣して

いる国が38カ国(アメリカ・イギリス・アルバニア・アゼルバイジャン・ブルガリア・チェコ・デンマーク・エストニア・グルジア・ハンガリー・イタリア・カザフスタン・ラトビア・リトアニア・マケドニア・モルドバ・オランダ・オランダ・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・ルーマニア・スロバキア・スペイン・ウクライナ・ドミニカ共和国・エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア・韓国・タイ・モンゴル・フィリピン・オーストラリア・ニュージーランド・ヨルダン・サウジアラビア・アラブ首長国連邦・カナダ)であり、日本は39番目の軍隊派遣国になる。Cf. 世界週報(2003. 12. 23), p. 9. 日本がイラクに自衛隊を派遣する国内法的根拠は『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法』(2003. 8. 1公布, 同日施行)であり、同法の国際法的正当性は同法§1が自ら引用しているとおり2000年5月22日に採択された安保理決議1483(2003)である。内閣総理大臣は対応措置(人道復興支援活動または安全確保支援活動)が必要であると認めるとき、当該対応措置の基本計画案を閣議で決定しなければならない(§4)。基本計画が定める自衛隊の部隊等が実施する対応措置については当該措置開始の日から20日以内に内閣

総理大臣は国会の承認を求めなければならないこととされている (§ 6)。日本政府は2003年12月9日午後、安全保障会議と臨時閣議を開き“基本計画”を正式に決定した。なお、同法によれば、対応措置を外国の領域で実施する場合には当該外国(イラクについては国連総会又は安保理によって正当性を承認された機関…現時点では統治評議会 Governing Council)及び人道復興関係国際機関その他の関係機関と協

議して実施区域の範囲を定めることになっている (§ 4④)。国連平和維持活動PKOであれば、受入国の同意なしで軍隊を派遣する国家慣行が確立しているが、今回のイラクへの各国の軍隊派遣はPKOのコロラリーには属さないものとして扱われている。

(12) See, e. g., The Economist (Dec. 20th 2003), pp. 8, 11 ~ 12; Newsweek (Dec. 22, 2003), esp. pp. 16 ~ 26.

### 【Ⅲ】国際法上の問題点

#### (1) アメリカの軍事力行使の性格

安保理決議に基づかない国連加盟国の軍事力行使は今回の第2次湾岸戦争(2003. 3. 19 ~ 4. 9)以外にも、NATOによるユーゴ空爆(1999. 3. 24 ~ 6. 10)の先例がある<sup>(13)</sup>。ユーゴ空爆は冷戦後のNATOの変質を具体的に立証する事例としてもっぱら理解されているが<sup>(14)</sup>、今回の第2次湾岸戦争(2003. 3. 19 ~ 4. 9)は、安保理決議に基づかず、しかも独仏露を始めとする主要国の大半が反対する中でアメリカ主導で遂行された。憲章違反、つまり違憲・違法な武力行使であった。仮に旧フセイン体制が国内では人権抑圧の反民主的な独裁体制であったとしても、また、仮に人権問題が国際関心事項 matter of international concern として軍事干渉が許されるとしても<sup>(15)</sup>、安保理の積極的同意のない軍事力行使であるとの非難は免れ得ないであろう。

しかし、いずれにしても第2次湾岸戦争は終結し、イラクは38カ国の軍隊が展開する占領統治の段階に入っている。法の世界においては、行為の違法性は後続の行為に継承されると解され、後続の行為は法的に無価値になると解されている。そのため、先行行為の違法性ないし法的瑕疵は治癒されなければならないのである。安保理の積極的同意なしに遂行されたアメリカの対イラク軍事力行使の法的瑕疵ないし違法性は、日本国政府が2003年12月9日の臨時閣議で決定したイラク復興支援特措法に基づく基本計画<sup>(16)</sup>が指摘しているとおり、2003年5月22日採択の安保理決議1483と同年10月16日採択の安保理決議1511によって治癒されたと解すべきであろう。しかし、こうした解釈は安保理を無視したアメリカの行為を安保理自ら追認せざるを得なかったことを意味しており、安保理の政治的権威又は比重の低下を招いたことは否めない。アメリカが唱える“テロとの戦い war against terrorism”に、国連及び39カ国が追随させられたというのが諸国家の本音ではなかろうか?

問題はアメリカが安保理を無視してイラク戦争 Iraqi War (本稿では第2次湾岸戦争ともいっている)を起こした真因の追及である。古来より、人類は戦って生きてき

た。戦うことと生きることは同義であった。戦わずして生きることは普遍的道徳・倫理に反することと看做されてきた<sup>(17)</sup>。その戦いが個人的な人格の向上を目指す精神的戦いであっても、異民族・異教徒はそれを妨げるものとして戦いの対象とされたのである。まさしく人類の歴史は戦いの歴史であって、人類史数千年において地球上いずれの地においても戦争がなかったといえるのは合算しても数十年に過ぎないのである。しかも実際の戦争においてはその原因は常に複数存在し、真の原因は常に不明であるといわれる。第2次湾岸戦争についても、アメリカはイラクが安保理決議を履行せず大量破壊兵器を廃棄しなかったことを開戦理由に挙げたが<sup>(18)</sup>、これはあくまで表向き・形式的理由であって、これが真の開戦理由だと信ずる者はいないといっている。政治的視点から、イラク戦争の原因をアメリカのテロとの戦いのためであるとか、アメリカがイラクの石油利権を確保するためであるとか、いろいろ指摘されている。しかし、これはあくまで政治的分析であって、アメリカの軍事行動を生み出している真因の国際法的分析ではない。

第2次湾岸戦争は安保理の積極的同意を得ずに遂行された点で国連憲章 § 39に違反する違憲性の高いものである。また、一般国際法の基本原則である領域性原則 principle of territoriality に反する違法性の高いものでもある。このようなアメリカの行動を現象面から捉えて“一国主義 unilateralism”<sup>(19)</sup>と評する者もいる。しかし、この“一国主義 unilateralism”に基づく行動すべてが国際法に違反するわけではない。例えば、小寺 彰教授も指摘されているとおり、“第2次大戦後、米国は競争法(独禁法をさす…筆者)の域外適用を積極的に行い、他方、日本政府や西欧諸国政府がそれに反対し、自らも域外適用を抑制するという図式が長く続いてきた。しかし、ヨーロッパ諸国、例えばECは1980年代には競争法の域外適用を一定程度認める判断を下して(ウッドパルプ事件)、競争法の域外適用を容認する方向に変わった。最近、日本政府にも変化の兆しがうかがわれる”<sup>(20)</sup>。“米国が競争法の域外適用の根拠として主張したのが「効果原則」である。「効果原則」によって、競争法上有害な効果を生じさせた領域外の行為に対しても管轄権行使が許されるというのであ

る。注意する必要があるのは、「効果原則」は属地主義の1つのヴァリエーションと考えられていることである。…「効果原則」は「効果」（経済的効果）を「結果」（物理的な結果）と同一視して管轄権を行使しようとする。「効果原則」が属地主義の一形態とされるのはこのためである<sup>(21)</sup>。アメリカの経済的利益を確保するためにアメリカの国内法を外国領域において適用しようとするのだから、今日的にはアメリカの一国主義 unilateralism そのものであったと言えよう。当初、欧州諸国も日本もこれを国際法違反として非難したが、今日では、欧州諸国では国内法の域外適用を一般に容認している。しかし、ここで1つ疑問が生ずる。“国家の経済的利益を守るために国内法の域外適用が許されるならば、もし、国内法の域外適用によっても国益の確保ができなるとき軍事力を域外に投入することは許されるであろうか？”こうした疑問に対して、アメリカはイラク戦争を自ら遂行することで“イエス yes”の回答を国際社会に提示したのではなかろうか？ 現行国際法及び国際法学によれば、国内法の域外適用は制限されないが、主権 sovereignty, Hoheitsgewalt の域外行使は当該外国の同意を得なければならないことになっている<sup>(22)</sup>。アメリカはイラク戦争を通じて伝統的国際法上の同意原則に対しても異議を唱え、経済的利益を含む国益の優位を黙示的に主張したと解することができよう。まさにイラク戦争によってアメリカは伝統的な国際法原則に修正を迫っていると解されるのであって、この点にこそ“一国主義 unilateralism”とか“帝国主義 imperialism”とか、アメリカを非難する言辞が出てくる根拠があるといえよう。

勿論、アメリカが現代国際法の発展に尽くした貢献は絶大である。アメリカの国内法上の制度や国益を擁護するために提示した政策が国際法上の一般的制度として成熟し確立している事例は多い。継続追跡権 right of hot pursuit や接続水域 contiguous zone, そして防空識別権 air defense identification zone はアメリカの国内法上の制度が国際法領域にシフトして確立したものである<sup>(23)</sup>。また、国連やその他の国際機構の設立や運営にアメリカが果たしてきた指導的役割も周知のとおりである。アメリカが推進する現実主義外交と国際法政策は、国際社会に“法の支配 Rule of Law”を確立するのに大いに役立ったが、伝統的国際法の基本原則である同意原則<sup>(24)</sup>を軽視する負の側面を付帯していた。かつて“アメリカの裏庭”としてアメリカが自らの勢力範囲としてたびたび軍事介入を繰り返したカリブ海諸国は言うに及ばず、今回のイラクもアメリカによって同意原則の適用を拒否された国の1つであったといえよう。アメリカの国益に反し、それを侵害する国家に対しては伝統的国際法の基本原則の

適用を拒否しているのである。新しき国際法秩序を構築するとき、古き秩序を破壊することも必要になろう。しかし、アメリカがやっていることは国際社会形成の前提たる同意原則への挑戦であり部分的破壊である。“アメリカの国益を守るためにはやむをえないのだ。結果はどうかかわからないが、やってみた後で結果を見てまた考えよう。アメリカを無視してはほかの国も成り立たないのだから、悪い方向には行かないだろう”というアメリカの無責任な声が聞こえるようである。迷惑をこうむるのは、アメリカの軍事干渉を受けた国であり、アメリカに引きずられてアメリカに協力せざるを得なかった国々である。まさに第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）と戦後イラクの事態はそうした図式が当てはまる典型的な例である。しかし、ここで新たに出てくるのは、“国際社会そして国際法秩序形成の前提たる同意原則はあくまで手続上の規範ではないのか？ 自由・公正という実体規範が同意原則に勝ると考えれば、自由・構成を実現する実力組織たる軍隊こそ人民が最後のよりどころとすべき存在である。そう考えれば、同意原則を無視したアメリカの軍事行動も法的に許容される余地が出てくるのではないか？”という疑問である。確かに、ローマ帝国時代に国教となったキリスト教の信者の中で祈祷・賛美歌などの後に“アーメン Amen”と唱える習慣がでてきたが、この言葉は本来“まことに、真実に、真実の存在”を意味するヘブライ語であったが、そのままラテン語に入ったという。他方、ローマ帝国時代、ローマ軍が公正と自由を人民にもたらすと信じられ、イエスもローマ軍の存在を承認し、人々にローマ軍への服従を説いていたという<sup>(25)</sup>。“アーメン Amen”が今日の“軍隊 army”の語源になったかどうかは不明であるが、キリスト教徒の立場からは軍隊こそ現世の公正と真実を守る最後の拠り所とされ、キリスト教的正戦論を生み出す社会的背景ができていたわけである<sup>(26)</sup>。このように、宗教的確信と法的確信の合体・統一は、イスラム教徒だけでなくキリスト教徒にも見られるのであって、今回の第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）を決意したブッシュ大統領とアメリカについては、国益論だけでなく、こうした宗教的又は精神史的背景も考慮しなければならないと思われる。

ところで、アメリカの主張によれば、今回のイラク戦争の直接の法的根拠は2002年11月8日に採択された安保理決議1441であって、イラクが同決議が要求する大量破壊兵器の排除を履行しなかったから、同決議が認める制裁を実行したのだということになる。しかし、戦後、いまだにイラク領内で大量破壊兵器が発見されていない現状では、この主張はアメリカにとっては“両刃の剣”であって、イラク戦争の正当性が一段と疑われる状況に

なった。まして、2003年12月13日に米軍はフセイン元大統領の身柄を拘束したものの、彼はいかなる訴因で起訴されるのであろうか？大量破壊兵器が発見されていない以上、開戦理由となった安保理決議違反は立証されず、“平和に対する脅威 threat to the peace”（国連憲章 § 39）も存在しなかったことになる<sup>(27)</sup>。したがって、国内刑事訴訟法の原則に従えば、フセイン元大統領は証拠不十分で不起訴となり釈放されなければならないはずである。

それでは、国内での人権侵害や反人道的行為を訴因としてイラク国内の特別法廷で処罰すればいいのであろうか？もし、そうすると事後法 ex post facto law による政治的な復讐裁判となり、公正な刑事裁判の体をなさなくなるであろう。結局、国際刑事裁判所 ICC の管轄権を確立して同裁判所で審理を進めるのが最も公正なのではなかろうか？<sup>(28)</sup>

(注)

(13) 拙稿「NATO 軍によるユーゴ空爆と国際法」金沢経済大学論集第 33 巻第 3 号 pp. 55 ~ 73.

(14) 佐瀬昌盛著『NATO—21 世紀からの世界戦略—』文藝春秋刊 1999.

(15) ブリアン＝レパード Briand D. Leopard の次の言葉が示唆的である；“憲章第 7 章が確立した集団安全保障システムそれ自体は、世界の一地域で発生した戦争が第 3 国に直接の影響を及ぼさなくとも全世界の関心事になるとの原則を確認し制度化している。2 国間で軍事的敵対行動が発生したとき、安保理が憲章 § 39 に基づき戦争を終わらせるために集団的な経済制裁や軍事行動を許可する権限を持つことは明らかである。実際、憲章の規定の下で、安保理は自らが必要と認める行動をとら“なくてはならない shall”。国連全加盟国のために行動を起こす権限と責任は、敵対行動が世界戦争に発展したり第 3 国が紛争に巻き込まれたりする可能性から生ずるわけではない。敵対行動が 2 国間にとどまり他国に影響を及ぼさない場合であっても、憲章はそうした紛争を国際関心事項 matter of international concern であり国際責任事項 matter of international responsibility であると宣言している。” Briand D. Leopard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Penn. State Press, 1989, p. 162.

(16) 『基本計画』は「1. 基本方針」「2. 人道復興支援活動の実施に関する事項」「3. 安全確保支援活動の実施に関する事項」以上の 3 部分に分かれている。「1. 基本方針」の箇所では自衛隊派遣の国際法上の根拠として 2 つの安保理決議が援用されている。

(17) 例えば、“バハ Baha の著作では繰り返し戦争中の非人道的残虐行為を非難している。それにもかかわらず、彼の著作では同時に、格別神聖な集団安全保障条約を侵害した政府（但し、明らかに人民ではなく）に対して十分な軍事力が行使されなければならないとも云っている” Briand D. Leopard, *ibid.*, p. 88.

(18) 詳細は拙稿「第 2 次湾岸戦争（2003. 3. 19 ~ 4. 9）の国際法的合法性」金沢星稜大学論集第 37 巻第 1 号 pp. 29 ~ 41. 参照。

(19) 例えば、浅井基文教授の講演記録「アメリカと有事法制」を見よ。www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/usa/file28.htm

(20) 小寺 彰「独禁法の域外適用・域外執行をめぐる最近の動向—国際法の観点からの分析と評価」ジュリスト（No. 1254, 2003. 10. 15）p. 64.

(21) *Ibid.*, p. 67.

(22) 次の論説が示唆に富んでいる；“連邦軍の衛生勤務は軍隊

として不可分の職務である。軍隊の一員として彼らは職務遂行に当たり職務規則に拘束される。海外に展開するドイツ軍の行動に関しては、原則としてドイツ法が適用される。連邦基本法は、海外にあるドイツ国家機関の行動にドイツ法を適用することを禁じておらず、ドイツ法の域外適用に限界を設けていないのである。国際法も国内法の適用を当該国家領域に限定していないのである。国際法は単に正当な理由なく主権 Hoheistgewalt を外国領域に拡張することを禁ずるのみである。ここで云う正当な理由とは、通常は、軍隊派遣国が受入国の領域に主権を及ぼすことに対する双方の明示又は黙視の合意のあることを言う。この合意によって、軍隊派遣国の一定の権力行為 Hoheitsakte に関して受入国の国内法の適用が排除されるのである。そして派遣国の国内法の排他的な実効性と適用が可能となるわけである。（しかし、受入国は軍隊派遣国に法令の執行を無制限に認めているわけではない。）” Georg Nolte/Heike Krieger, *Europäische Wehrrechtssysteme, Nomos*, 2002, p. 153.

(23) 例えば、防空識別圏は 1950 年 12 月にアメリカ大統領の行政命令で設定され、その後数多くの国家（主として先進国）が国内法で類似の空域を設定した。設定の法的根拠は国内法であるが、国内法で ADIZ を設定しうることが慣習国際法上すでに確立していると解される。その意味では経済水域と同じである。For ADIZ, see, e. g., Nicholas Grief, *Public International Law in the Airspace of the High Seas*, Martinus, 1994, esp. pp. 147 ~ 157.

(24) 同意原則 rule of consent や相互性の原則 principle of reciprocity に慣習国際法規全体の中での特殊な地位を認め、その性格や機能を理論的に精緻に解明した優れた研究書が出ている。See Michael Byers, *Custom, Power and the Power of Rules—International Relations and Customary International Law*—, Cambridge, 1999.

(25) “平和 peace は個人間そして国家間においてもキリスト教教義の中核を占めている。イエスは謂う：“神の恩寵を受けたものは平和の創造者である。なぜなら、彼らは神の子だからである”（マタイ伝 Matthew 5. 9）。また、聖パウロは謂う：“悪に報いるに悪を以てせず、万人の立場に立つて最高の公益を考えなさい。汝のできる範囲で、万人との共生を図りなさい”（Romans 12. 17 - 18）。しかし、新約聖書ではいくつかの節で武力行使を特定の目的に限って承認していると見られる記述がある。イエスはローマ軍司令官に軍務を放棄することは求めなかったし（Matthew 8. 9 - 10）、バプティスト教徒ジョンは兵士たちに会ったとき“給与に満足するよう”諭している（Luke 3. 14）。新約聖書には随所（216）で軍事力の役割を黙示的に承認していると解さ

れる記述が看られる(217)。又、新約聖書ではたとえ話の形で軍事力の役割が承認されている箇所もある。従って、現代の神学者の間では、イエスの教えが厳密な意味で平和主義的であるかどうかにつき見解が分かれている。Briand D. Lepard, *ibid.*, p. 85.”

(26) “多くのキリスト教神学者は、アウグスチヌス Augustine やトマス＝アキナス Thomas Aquinas が著作で展開した“正戦論 just war”に類似した理論を支持している。例えば、アキナスは正戦の3つの条件を指摘している。第1は、“戦争を遂行する支配者が戦争遂行の権限を有する”ことである。第2は、“正当原因が必要であると言うことである— 戦争を挑まれた側は自ら攻撃を行ったからであることを銘記しなければならない。”第3に、支配者は“善を実現し悪を回避するという正しい意図”(218)を持たなければならない。アキナスの分析に立脚して、現代のキリスト教倫理学者は異口同音に、戦争の法 *jus ad bellum* の基準を充足するためには、戦争に正当原因がなくてはならず、交戦当事者に正統な権威が伴っていなければならない、戦争が形式的宣言によって開始されなければならない、平和的意図の下に最後の手段として遂行されなければならない、勝利の見通しがあつて目的に対応した適切な実力が行使されなければならないと説く。” *op. cit.*

(27) 2003年12月16日、国連監視検証査察委員会 United Nations Monitoring Verification and Inspection Commission : UNMOVIC の前委員長ブリックス Hans Blix (1928. 6. 28 ~) がストックホルムで記者会見し、イラクはおそらく1991年に大量破壊兵器を廃棄済みであり、フセイン元大統領の拘束は大量破壊兵器の発見にはつながらないとの見解を述べた。Cf. 世界週報 (2004. 1. 6 - 13), p. 92.

(28) 国際刑事裁判所 International Criminal Court は『国際刑事裁判所に関するローマ規程 Rome Statute of the International Criminal Court』(1998. 7. 17 採択, 2002. 7. 1 発効) によって、ハーグを所在地として設立された。裁判所が管轄権を有する犯罪は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪である (a) 集団殺害罪 (b) 人道に対する罪

(c) 戦争犯罪 (d) 侵略の罪に限定されている (§ 5)。プッシュ政権がイラク戦争の正当性を主張する以上、また、安保理がイラクの戦後の国際管理にかかわっている以上、フセイン元大統領の刑事責任はイラクの国内法廷ではなく、国際的なレベルで、即ち国際刑事裁判所で審理されるべきである。フセイン政権時代の人権侵害は国際関心事項として平和の概念に含まれると解すれば、イラク戦争の間接的原因であつたと解していいし、フセイン自身の人権保護の観点からも国際刑事裁判所の管轄権を認めるほうが好ましい。この問題を考えるに付いて次の言説が参考になろう；《§ 39 に云う“平和 peace”についての憲章起草者たちの意図した定義に関する証拠が混乱している。一方で、憲章起草会議に出席した多くの代表は、明らかに、平和に対する脅威を軍事攻撃の脅威と理解していた。実際、§ 39 を起草したサンフランシスコの起草委員会のレポートでは、数箇所“戦争の脅威 threat of war”と“平和に対する脅威 threat to the peace”を同義のものとして使用している。他方で、“平和 peace”という言葉が会議中頻りに使用されたために、少なくとも、憲章起草者たちが平和について広い内容を含ませていた可能性が憲章本文から生まれてきた。その趣旨は、憲章 § 1 の起草に当たった小委員会のレポート中の声明にも現れている。小委員会は、概念のあいまいさから国際“正義 justice”の維持を国連の主要目的として平和及び安全の維持に追加することを拒否したが、国連加盟国はすべて“国連の目的の基本的要素としての‘正義 justice’の重要性を争わないし、現実的で持続可能な平和が正義にのみ基礎付けられることを争わない。それどころか、小委員会は全会一致でこうした概念をすべて承認する”と宣言したのである》(Briand D. Lepard, *ibid.*, 165.)

国際刑事裁判所 ICC については詳細な研究書が出ている。見よ、安藤泰子著『国際刑事裁判所の理念』成文堂刊 2002。また、一般的に国際刑事裁判所とテロとの関係を論じた興味深い論稿も出ている。See Alfred P. Rubin, *Legal Response to Terror : An International Criminal Court ?*, *Harvard International Law Journal* (Winter 2002, Vol. 43, No. 1), pp. 65 ~ 70.

## (2) 安保理決議 1483 (2003) と 1511 (2003)

日本は 2003 年 12 月 9 日に臨時閣議で自衛隊のイラク派遣を内容とする『基本計画』を決定した。この『基本計画』では自衛隊のイラク派遣の国際法上の根拠として安保理決議 1483 (2003) と 1511 (2003) を挙げている。そこで両決議の意義と性質を検討しておこう。

まず、2003 年 5 月 22 日に賛成 14 ・ 反対 0 で可決された安保理決議 1483 (2003) の内容を見ておく。同決議は云う (以下抜粋) ；

“安全保障理事会は従前のすべての関連決議を想起して、イラクの主権と領土保全を再確認して、イラクの大量破壊兵器の廃棄とイラクの武装解除の最終的確認の重要性をも再確認して、…イラクの事態が改善されてはいるものの依然として国際の平和と安全に対する脅威であると

認定して、国連憲章第 7 章に基づき、次のとおり要請する。

1. 加盟国及び関係諸機関に対してイラク人民が自らの諸制度を改革し、国家を再建するのを支援し、また、この決議に従ってイラクの安定と安全のための諸条件を整備すること。
2. すべての加盟国が、国連や他の国際諸機関によるイラクへの人道支援の呼びかけに即座に応え、食料や医薬品やイラクの経済インフラの再建と復活に必要な資源を提供してイラク人民を人道的その他の形で支援すること。
3. 加盟国が旧イラク政権下で犯罪的大量虐殺を行った責任者として指弾されている者を庇護せず、彼らに公正な裁判を受けさせること。
4. 連合軍暫定当局 the Authority が、国連憲章や他の

関係国際法規に従い、イラクの安全と安定のための条件整備やイラク人民が自分たちの将来の政治的地位を自由に決定するための条件整備など、領域の実効的管理によってイラク国民の福祉を推進すること。

5. すべての関係者が国際法上の義務、とりわけ、1949年のジュネーヴ諸条約と1907年のハーグ規則を遵守すること。

.....

26. 加盟国及び国際的そして地域的機関がこの決議の履行に貢献すること。

27. この問題に今後も誠実に対処すること。”

以上が自衛隊派遣の直接の根拠となった箇所である<sup>(29)</sup>。イラク特措法§2に言う“対応措置”(人道復興支援活動または安全確保支援活動)の“対応”とは、まさしくこの安保理決議1483に基づく日本国の対応であることを意味している。アメリカが引き起こしたイラク戦争の法的瑕疵又は違法性を治癒しアメリカによる開戦を追認する法的効果を持つと考えられる文書であるゆえ、いかにアメリカの不当な行動の尻拭いをする結果になろうと、この決議を無視すれば、今度はわが国の国連外交が疑われることになるわけである。日本の自衛隊派遣はこうした複雑な国際関係の中で決定されたのであり、その当否は後世の歴史が判定を下してくれるであろう。

それでは次に、2003年10月16日に全会一致で採択された安保理決議1551(2003)について、その内容を見ておこう。同決議は云う(以下抜粋)；

“安全保障理事会は、2003年5月22日の決議1483(2003)及び2003年8月14日の決議1500(2003)を含む以前のイラク関連諸決議、そして2001年9月28日の決議1373(2001)その他を含むテロ行為によって引き起こされた平和と安全に対する脅威に関する従前の諸決議を再確認し、イラクの主権がイラク国家に残存することを指摘し、イラク人民が自分たちの政治的将来を自由に決定し天然資源を自由に管理する権利を持つことを再確認し、イラク人民の自治の早期回復の決意を確認し、このプロセスを急速に進めるために国際的支援特にこの地域のイラクの隣国や地域機構の支援が重要であることを認め、・・・国連憲章第7章に基づいて、以下のとおり決定する。

1. イラクの主権と領土保全を再確認する。また、その関連で、連合軍暫定当局Coalition Provisional Authorityが決議1483(2003)で認められた国際法上の特別の責任・権限・義務を暫定的に行使するのであって、イラク人民が樹立する国際的に認知された代表政府が連合軍暫定当局の責任を引き継ぐ際に後者が消滅することを確認する。……

.....

13. 安全と安定の確保が政治プロセスの成功にとって、また、そのプロセスと安保理決議1483(2003)の履行を担う国連の能力にとっても不可欠である。したがって、多国籍軍が統合司令部の下で、国連イラク支援団やイラク統治評議会Governing Councilや他のイラク暫定行政機構そして人道的経済インフラの安全だけでなく、政治プロセスの行程表やプログラムの履行必要条件の確保をも含めて、イラクの安全と安定のために必要なすべての措置をとることを認める。

14. 多国籍軍への参加を含めて、国連加盟国に対して国連の委任のもとで支援を行うよう要請する。

15. 統治評議会はこの決議の日から1年以内に多国籍軍の要件と任務について再検討し、如何なる場合でも多国籍軍の任務は政治プロセス完了の日に終了するものとする。その際、国際的に承認されたイラクの代表政府の見解を考慮して多国籍軍の継続の必要性を検討することとする。

16. 法と秩序と安全を維持し、安保理決議1483(2003)に従ってテロと戦うために有効なイラク警察と公安部隊を創設することの重要性を強調する。また、国連加盟国と国際的又は地域的機構に対してイラクの警察と公安部隊へ訓練と装備の支援をするよう要請する……

.....

22. 国連加盟国及び関係機関に対してイラクの経済インフラの復活と再建のために必要な資源を提供してイラク人民の需要に応えるよう要求する。……

.....

26. 安保理として、この問題に管轄権のあることを決定する。”

以上が、自衛隊が多国籍軍として活動する法的根拠となる箇所である<sup>(30)</sup>。両決議とも、イラク特措法の云う「対応措置」に該当することは文言上明らかである。

安保理決議には厳密な法的拘束力はなく勧告的効力しか認められていないが、安保理決議は国連憲章上の権限行使であって、国連加盟国としてはその決議に積極的に違反してはならないという効果は発生する。加盟国としては、何もしないという消極的賛成の立場をとるか、積極的に賛成の立場をとるかを選択を迫られることになる。日本は自衛隊派遣を決定することで、積極的賛成という少数派グループに入ったわけである。筆者の個人的見解としては、イラク戦争開始に伴う瑕疵は安保理の決議では治癒されないのではないかと考えており、多国籍軍への参加はイラク戦争開戦のアメリカが追うべき違法性を

日本が継承することになるのではないかと考えている。39カ国の一員であれば、違法性継承の責任は1/39に軽減されると考える人がいるとすれば、やや国際法や国際政治に関する認識が甘いのではないだろうか？

実際に自衛隊がイラクやクウェートなどで多国籍軍の一員として活動を始めた場合、いろいろ複雑な問題が出てくるのが予想される。自衛隊が多国籍軍の一員として派遣された場合、他国の軍隊との活動区域や任務の調整が必要であるし、他国の軍隊の司令官の指揮下に入ることもあると思われるが、指揮命令系統はどうするのか？1度、自衛隊の指揮官に伝達された後、自衛隊内部の指揮命令系統を維持するのか、それとも他国の軍隊の指揮官の命令にそのまま従わせるのか？自衛隊員が多国籍軍の他の軍隊の構成員との間で暴行・傷害事件を起こしたとき、懲戒処分は別々に行うのか？それともいずれかの国家の司令官の責任で行うのか（ちなみに欧州諸国では、一般的に軍人の懲戒処分は主権の作用として事件を起こした軍人の所属国の上

官が行う）？事故や事件に巻き込まれて自衛隊員が病気になるたり負傷した場合、他国の医療・衛生部隊を利用できるのか？それとも、自衛隊の衛生部隊しか使えないのか？各国家は医療機器や医薬品については国内法令で使用できるものを定めているが、日本で認められていない医療機器や医薬品で自衛隊員が外国の衛生部隊で治療を受けることは認められるのか？等々。これらの問題は軍事法制 Wehrrechtssysteme といわれる法分野で最近注目されているテーマである。自衛隊の海外派遣の歴史と経験の浅い日本にとっては未発達領域である（自衛隊の海外派遣は1992年のカンボジアのPKOからである）。国連の平和維持活動 Peace-Keeping Operation：PKOや北大西洋条約機構軍 NATO's army として海外派遣の歴史と経験をつんでいる欧州諸国の軍事法制は発達している。日本も欧州諸国の軍事法制を模範とし且つ参考にして早急この法分野の整備を急がなければならない<sup>(31)</sup>。

(注)

(29) 本文で抜粋引用した箇所の原文（英語）については、本稿末尾の【参考資料 I】を見よ。

(30) 本文で抜粋引用した箇所の原文（英語）については、本稿末尾の【参考資料 II】を見よ。

(31) 多国籍軍として海外に派遣された外国軍同士の関係の調整は軍事法上の興味あるテーマである。文明国水準を満たしている欧州諸国の軍事法制がこの点で参考になる。

Siehe, Georg Nolte / Heike Krieger, *Europäische Wehrrechtssysteme*, Nomos, 2002.

#### (4) 国際管理下の主権国家イラク

国際連盟 League of Nations (1920. 1. 20 ~ 1946. 4. 19) や国際連合 United Nations (1945. 10. 24 ~) がいずれかの地域を国家と同様に統治した事例は存在する(1920年から1939年までの国際連盟管理下のダンツィヒ自由市 Free City of Danzig や1962年から69年まで国連の管理下に置かれた旧オランダ領西イリアン West New Guinea など)。しかし、今回の多国籍軍のイラク占領はイラク領域の帰属を争ったり、イラク人民の主権や領土権を争うものではない。イラクの民主的政府の樹立と復興支援を目的としており、国際管理の形態としては、ポツダム宣言(1945. 7. 26 発布, 8. 14 受諾)を受諾した日本に対する連合国の占領に類似した保障占領 protective occupation<sup>(32)</sup>のタイプに属する。しかし、主権(=独立権)が否定されていた日本の場合と異なり、イラクは多国籍軍の駐留を受け入れながらも国連加盟国にとどまっている。国連加盟国の実質的要件は2つあり、1つは国際法上の主権国家であること、もう1つは平和愛好国 peace-loving states であることである(U. N. Charter, § 4)。旧フセイン政権下のイラクは第2の要件たる平和

愛好国たる資格に疑義が提起され、安保理の制裁を受け、イラクの国内管轄権が制限されている状況である。国連憲章 § 2 (7) は、“この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基づく強制措置の適用を妨げるものではない”と明記しているが、今回のイラク戦争はこの但書が適用された事態である。すなわち、国内政治や外交政策そして政体の決定は本来いずれの国家にとっても国内問題であり国内管轄事項であるが、イラクの場合はそれによって国際平和を脅かしたのであって憲章第7章によって強制措置を対象になったのであり、国内事項不干渉原則の主張は許されなくなったわけである<sup>(33)</sup>。従って、イラクが主権国家であり、国連加盟国であることと多国籍軍の占領を受けている事実とは憲章上は矛盾しないことになる。しかし、これはきわめて形式的な解釈であり、たとえとして適切かどうかはわからないが、国内法上の事例にたとえれば、国家が不良少年に対して“立派な社会人になるまで生活を監視

し指導して上げます”とあって矯正処分を施しているようなものである。イラクに対する多国籍軍の派遣は、国内法上の矯正処分に類似した性格を一部持っており、イラクの国民の民族的自尊心を傷つけていることは想像に

難くない。国際法的には、開戦に手続上の瑕疵があった今回のイラク戦争と戦後のイラクの国際管理は、イラクの人民の自決権と環境権 right of environment<sup>(34)</sup>を侵害しているのではないかという疑念が消え去らない。

(注)

- (32) 占領の基本的形態は軍事占領 military occupation であり、国際人道法(かつての戦争法)が適用される。これに対して、国際的取り決めの履行を迫る占領は保障占領 protective occupation といわれる。イラクの場合、国連加盟国の地位を保持しながら、加盟国の義務の履行を求められていると解される。また、現代国際法で戦争が違法化されていることを考えると、多国籍軍のイラクへの派遣は理論的には保障占領の概念を前提にしているといえる。Cf. 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂 1995, pp. 502 ~ 3; Percy Bordwell, *The Law of War between Belligerents*, Rothman, 1994, esp. pp. 297 ~ 331.
- (33) 前注(28)参照。
- (34) 国際環境法の基本文書である『人間環境宣言 Declaration of the United Nations Conference of the Human

Environment (1972. 6. 16 採択)』は26の原則を掲げているが、その第。原則は次のように定めている; “人は、尊厳で幸福な生活を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在及び将来の世代のために環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。これに関し、アパルトヘイト、人種隔離、差別、植民地主義その他の圧制および外国による支配を促進し、又は恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。”多国籍軍を迎えたイラクの人々の気持ちはまさに、“圧制から開放されたが、依然、我々は外国支配を受けている”というあたりにあるのではなかろうか?“持続可能な社会 sustainable communities”の意味が改めて問われているといわなければならない。Cf. Daniel A. Mazmanian et. al. (edit.), *Toward Sustainable Communities — Transition and Transformations in Environmental Policy* —, MIT Press, 1999, esp. 12 ~ 13.

## 【IV】 結語

現代の国際社会は米英が指導権を握っていることは一面の真理である。アングロ＝サクソンの英米法思想が国際法に大きな影響を及ぼしている。国連の運営においても、総会は開発途上国に占拠された状況になっているが、アメリカ及びイギリスは安保理を利用して、又は、活用して国益擁護に走っている。そうした英米とその他の国々の葛藤の中で、手続法的瑕疵を伴いながら遂行されたのが今回のイラク戦争、すなわち第2次湾岸戦争であ

った。国連よりも国益を重視するアメリカとアメリカを抑えるため国連重視を叫ぶ国々との間で、イラクは翻弄され続けた。イラク戦争には国際法上の問題が数多く含まれているが、そのすべてを論ずることは紙幅の関係から、また、私の能力の関係から不可能であった。本稿で提示したアプローチはイラク戦争の根本的・基本的な論点に限定されている。本稿が、第2次湾岸戦争についての読者の理解に幾分なりとも寄与できたならこれにすぐる喜びはない。

## 《 References 》

1. Raymond W. Copson, *The Iraq War : Background and issues*, Nova Science Pub., 2003.
2. Shibley Telhami, *The Stakes : America in the Middle East*, Westview Press, 2003.
3. Shams C. Inati (ed.), *Iraq : Its history, people, and politics*, Prometheus, 2003.
4. Milan Rai, *Regime Unchanged : Why the war on Iraq changed nothing*, Pluto Press, 2003.
5. Michel Liegeois, *Maintien de la paix et diplomatie coercitive*, Bruylant, 2003.
6. Gerhalt et. al., *Iraq : Threat and response*, Transaction Pub., 2003.
7. Sultan Barakat (ed.), *Reconstruction War-Torn Societies*, Palgrave, 2003.
8. Geoff Simons, *Iraq : From Sumer to post-Saddam (3rd ed.)*, Palgrave, 2003.
9. Anthony Arnove (ed.), *Iraq under Siege : The deadly Impact of sanctions and war*, Pluto Press, 2003.
10. Gerry Simpson, *Great Powers and Outlaw States*, Cambridge, 2004.

United Nations

S/RES/1483 (2003)



Security Council

Distr.: General

22 May 2003

---

**Resolution 1483 (2003)**

**Adopted by the Security Council at its 4761st meeting, on  
22 May 2003**

*The Security Council,*

*Recalling* all its previous relevant resolutions,

*Reaffirming* the sovereignty and territorial integrity of Iraq,

*Reaffirming also* the importance of the disarmament of Iraqi weapons of mass destruction and of eventual confirmation of the disarmament of Iraq,

•  
•  
•

*Determining* that the situation in Iraq, although improved, continues to constitute a threat to international peace and security,

*Acting* under Chapter VII of the Charter of the United Nations,

1. *Appeals* to Member States and concerned organizations to assist the people of Iraq in their efforts to reform their institutions and rebuild their country, and to contribute to conditions of stability and security in Iraq in accordance with this resolution;

2. *Calls upon* all Member States in a position to do so to respond immediately to the humanitarian appeals of the United Nations and other international organizations for Iraq and to help meet the humanitarian and other needs of the Iraqi people by providing food, medical supplies, and resources necessary for reconstruction and rehabilitation of Iraq's economic infrastructure;

3. *Appeals* to Member States to deny safe haven to those members of the previous Iraqi regime who are alleged to be responsible for crimes and atrocities and to support actions to bring them to justice;

4. *Calls upon* the Authority, consistent with the Charter of the United Nations and other relevant international law, to promote the welfare of the Iraqi people through the effective administration of the territory, including in particular working towards the restoration of conditions of security and stability and the creation of conditions in which the Iraqi people can freely determine their own political future;

5. *Calls upon* all concerned to comply fully with their obligations under international law including in particular the Geneva Conventions of 1949 and the Hague Regulations of 1907;

•  
•  
•  
•  
•

26. *Calls upon* Member States and international and regional organizations to contribute to the implementation of this resolution;

27. *Decides* to remain seized of this matter.

【参考資料 I】

(出典 [http://www.un.org/Doc/sc/unsc\\_resolutions03.html](http://www.un.org/Doc/sc/unsc_resolutions03.html))

United Nations

S/RES/1511 (2003)



Security Council

Distr.: General  
16 October 2003**Resolution 1511 (2003)****Adopted by the Security Council at its 4844th meeting, on  
16 October 2003***The Security Council,*

*Reaffirming* its previous resolutions on Iraq, including resolution 1483 (2003) of 22 May 2003 and 1500 (2003) of 14 August 2003, and on threats to peace and security caused by terrorist acts, including resolution 1373 (2001) of 28 September 2001, and other relevant resolutions,

*Underscoring* that the sovereignty of Iraq resides in the State of Iraq, *reaffirming* the right of the Iraqi people freely to determine their own political future and control their own natural resources, *reiterating* its resolve that the day when Iraqis govern themselves must come quickly, and *recognizing* the importance of international support, particularly that of countries in the region, Iraq's neighbours, and regional organizations, in taking forward this process expeditiously,

⋮

*Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations.*

1. *Reaffirms* the sovereignty and territorial integrity of Iraq, and *underscores*, in that context, the temporary nature of the exercise by the Coalition Provisional Authority (Authority) of the specific responsibilities, authorities, and obligations under applicable international law recognized and set forth in resolution 1483 (2003), which will cease when an internationally recognized, representative government established by the people of Iraq is sworn in and assumes the responsibilities of the Authority, inter alia through steps envisaged in paragraphs 4 through 7 and 10 below;

⋮

13. *Determines* that the provision of security and stability is essential to the successful completion of the political process as outlined in paragraph 7 above and to the ability of the United Nations to contribute effectively to that process and the implementation of resolution 1483 (2003), and *authorizes* a multinational force under unified command to take all necessary measures to contribute to the maintenance of security and stability in Iraq, including for the purpose of ensuring necessary conditions for the implementation of the timetable and programme as well as to contribute to the security of the United Nations Assistance Mission for Iraq, the Governing Council of Iraq and other institutions of the Iraqi interim administration, and key humanitarian and economic infrastructure;

14. *Urges* Member States to contribute assistance under this United Nations mandate, including military forces, to the multinational force referred to in paragraph 13 above;

15. *Decides* that the Council shall review the requirements and mission of the multinational force referred to in paragraph 13 above not later than one year from the date of this resolution, and that in any case the mandate of the force shall expire upon the completion of the political process as described in paragraphs 4 through 7 and 10 above, and *expresses* readiness to consider on that occasion any future need for the continuation of the multinational force, taking into account the views of an internationally recognized, representative government of Iraq;

16. *Emphasizes* the importance of establishing effective Iraqi police and security forces in maintaining law, order, and security and combating terrorism consistent with paragraph 4 of resolution 1483 (2003), and *calls upon* Member States and international and regional organizations to contribute to the training and equipping of Iraqi police and security forces;

⋮

22. *Calls upon* Member States and concerned organizations to help meet the needs of the Iraqi people by providing resources necessary for the rehabilitation and reconstruction of Iraq's economic infrastructure;

⋮

26. *Decides* to remain seized of the matter.

【参考資料Ⅱ】

(出典 [http://www.un.org/Doc/sc/unsc\\_resolutions03.html](http://www.un.org/Doc/sc/unsc_resolutions03.html))

